

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 9 月 1 日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第 7 号

新潟市職員任用規則の一部を改正する規則

新潟市職員任用規則（平成19年新潟市人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項を次のように改める。

5 試験によって職員を昇任させる職は、消防士長（次項第3号に規定するものを除く。）並びに消防司令及び消防司令補（次項第4号に規定するものを除く。）の職とする。

同条第6項に次の1号を加える。

（4） 消防司令及び消防司令補の職（一定の勤務実績に限定して行うものに限る。）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。